



大分市総合計画
資料編



1 持続可能な社会を目指して～SDGsの実現～

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)は、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成される国際目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指しています。

地球上の誰一人として取り残さないことを基本方針としているSDGsの理念は、笑顔が輝き夢と魅力あふれる未来創造都市を目指す本市の取り組みと軌を一にするものであり、引き続き、「市民福祉の向上」「教育・文化の振興」「防災安全の確保」「産業の振興」「都市基盤の形成」「環境の保全」の6つの基本的な政策を進めることにより、持続可能な社会の実現を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(参照) 持続可能な開発のための2030アジェンダ (国際連合広報センター)

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と7持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9 （インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化を阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

大分市総合計画「未来へつなぐおおいたビジョン2034」第1次基本計画とSDGsの関連表

SDGsの17のゴール		1	2	3	4	5	6	
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	
総合計画の19の具体的な政策および41の施策								
第1部 豊かな個性を はぐくみ、ともに 成長できるまち	1 こども・子育て支援の充実							
	2 豊かな人間性の創造							
	1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実							
	2 こどもたちの学びを支える教育環境の充実							
	3 社会教育の推進と生涯学習の振興							
	3 スポーツの振興							
	4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信							
	5 国際化の推進							
	第2部 共生する社会を 実現し、安心して 暮らせるまち	1 地域コミュニティの活性化						
		2 人権尊重社会の形成						
1 人権教育・啓発の推進								
2 男女共同参画社会の実現								
3 社会福祉の充実								
1 地域福祉の推進								
2 高齢者福祉の充実								
3 障がい者（児）福祉の充実								
4 社会保障制度の充実								

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
エネルギー	経済成長と雇用	インフラ、産業化、イノベーション	不平等	持続可能な都市	持続可能な生産と消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										

SDGsの17のゴール		1	2	3	4	5	6		
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生		
総合計画の19の具体的な政策および41の施策									
第2部 共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち	4 健康の増進と医療体制の充実								
	1 健康づくりの推進								
	2 地域医療体制の充実								
	3 清潔で安全な生活環境の確立								
	5 防災・減災力の向上								
	1 防災・減災・危機管理体制の確立								
	2 流域全体の関係者で行う災害対策等の推進								
	6 安全・安心な暮らしの確保								
	1 消防・救急体制の充実								
	2 交通安全対策の推進								
	3 犯罪のないまちづくりの推進								
	4 健全な消費生活の実現								
	第3部 新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち	1 DXの推進							
		2 快適な生活環境の確立							
		1 脱炭素社会の実現に向けた取組							
		2 循環型社会の形成							
3 公害の未然防止と環境保全									
4 豊かな自然の保全									
3 活気ある商工業・流通の展開									
1 商工業・サービス業の振興									
2 流通拠点の充実									

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
エネルギー	経済成長と雇用	インフラ、産業化、イノベーション	不平等	持続可能な都市	持続可能な生産と消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
										17 パートナリプで目標を達成しよう
										17 パートナリプで目標を達成しよう
								15 陸の豊かさも守ろう		17 パートナリプで目標を達成しよう
				11 住み続けられるまちづくりを		13 気候変動に具体的な対策を				17 パートナリプで目標を達成しよう
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう		11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を			15 陸の豊かさも守ろう		17 パートナリプで目標を達成しよう
			11 住み続けられるまちづくりを		13 気候変動に具体的な対策を				16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリプで目標を達成しよう
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう		11 住み続けられるまちづくりを							17 パートナリプで目標を達成しよう
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに			11 住み続けられるまちづくりを						16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリプで目標を達成しよう
			10 人や国の不平等をなくそう		12 つくる責任 つかう責任				16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリプで目標を達成しよう
	8 豊かさも公平を持続させる	9 産業と技術革新の基盤をつくろう		11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任				16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリプで目標を達成しよう
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに		9 産業と技術革新の基盤をつくろう		11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう		17 パートナリプで目標を達成しよう
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに				11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任		14 海の豊かを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう		17 パートナリプで目標を達成しよう
				11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任		14 海の豊かを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう		17 パートナリプで目標を達成しよう
				11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任			15 陸の豊かさも守ろう		17 パートナリプで目標を達成しよう
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 豊かさも公平を持続させる	9 産業と技術革新の基盤をつくろう		11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任					17 パートナリプで目標を達成しよう
	8 豊かさも公平を持続させる	9 産業と技術革新の基盤をつくろう								17 パートナリプで目標を達成しよう

SDGsの17のゴール		1	2	3	4	5	6
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生
総合計画の19の具体的な政策および41の施策							
第3部 新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち	4 特性を生かした農林水産業の振興						
	1 農業の振興						
	2 林業の振興						
	3 水産業の振興						
	5 魅力ある観光の振興						
	6 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実						
	7 快適な都市構造の形成と機能の充実						
	1 計画的な市街地の形成						
	2 交通体系の確立						
	8 安定した生活基盤の形成						
	1 水道の整備						
	2 下水道の整備						
	3 安全で快適な住宅の整備						
	4 公園・緑地の保全と活用						

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
エネルギー	経済成長と雇用	インフラ、産業化、イノベーション	不平等	持続可能な都市	持続可能な生産と消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段

2 関連計画一覧表

部	施策名	関連計画	
第1部 豊かな個性をはぐくみ、 ともに成長をめざす	第1章 こども・子育て支援の充実	第3期すくすく大分っ子プラン	
	第1章 こども・子育て支援の充実 第2章 豊かな人間性の創造 第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実	大分市幼児教育・保育振興計画	
	第2章 豊かな人間性の創造 第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実 第2節 こどもたちの学びを支える教育環境の充実 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興 第3章 スポーツの振興 第4章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信	大分市教育ビジョン2029	
	第2章 豊かな人間性の創造 第2節 こどもたちの学びを支える教育環境の充実 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興 第3章 スポーツの振興	第3期大分市公共施設等総合管理計画 大分市教育施設整備保全計画	
	第2章 豊かな人間性の創造 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興	大分市子どもの読書活動推進計画 大分市生涯学習推進計画 大分市人権教育・啓発基本計画	
	第3章 スポーツの振興	第2期大分市スポーツ推進計画	
	第4章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信	第3次大分市文化・芸術振興計画 史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）	
	第5章 国際化の推進	大分市国際化・多文化共生推進計画 [第5次大分市国際化推進計画]	
	第2部 共生する社会を実現し、 安心して暮らせるまち	第1章 地域コミュニティの活性化	大分市若者活躍推進プラン
		第2章 人権尊重社会の形成 第1節 人権教育・啓発の推進	大分市人権教育・啓発基本計画
第2章 人権尊重社会の形成 第2節 男女共同参画社会の実現		大分市男女共同参画基本計画（第4次おおいの男女共同参画推進プラン）	
第3章 社会福祉の充実 第1節 地域福祉の推進		第5期大分市地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画 大分市重層的支援体制整備事業実施計画	
第3章 社会福祉の充実 第2節 高齢者福祉の充実		大分市高齢者福祉計画及び第9期大分市介護保険事業計画（おおいの市地域包括ケアシステム推進プラン） 第2期大分市成年後見制度利用促進基本計画	
第3章 社会福祉の充実 第3節 障がい者（児）福祉の充実		第4期大分市障がい者計画 第7期大分市障がい福祉計画・第3期大分市障がい児福祉計画 第2期大分市バリアフリーマスタープラン 第2期大分市成年後見制度利用促進基本計画	
第3章 社会福祉の充実 第4節 社会保障制度の充実		第6期大分市国民健康保険事業財政健全化計画 第3期大分市保健事業実施計画（データヘルス計画）	
第4章 健康の増進と医療体制の充実 第1節 健康づくりの推進		大分市いきいき健康・食育プラン～第3期いきいき健康大分市民21・第4期大分市食育推進計画～ 第2期大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画	
第4章 健康の増進と医療体制の充実 第2節 地域医療体制の充実		大分市新型インフルエンザ等対策行動計画 大分市感染症予防計画	
第4章 健康の増進と医療体制の充実 第3節 清潔で安全な生活環境の確立		大分市食品衛生監視指導計画	

部	施策名	関連計画
第2部 安心して暮らせる社会を実現し、 共生する社会を現し、	第5章 防災・減災力の向上 第1節 防災・減災・危機管理体制の確立	大分市地域防災計画 第2期大分市耐震改修促進計画
	第5章 防災・減災力の向上 第2節 流域全体の関係者で行う災害対策等の推進	大分市国土利用計画 大分市公共下水道事業基本計画
	第6章 安全・安心な暮らしの確保 第1節 消防・救急体制の充実	大分市消防団ビジョン 大分市消防局基本計画
	第6章 安全・安心な暮らしの確保 第2節 交通安全対策の推進	第11次大分市交通安全計画
	第6章 安全・安心な暮らしの確保 第3節 犯罪のないまちづくりの推進	第2期大分市再犯防止推進計画
	第6章 安全・安心な暮らしの確保 第4節 健全な消費生活の実現	大分市消費生活推進プラン
第3部 新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち	第1章 DXの推進	大分市DX推進計画
	第2章 快適な生活環境の確立 第1節 脱炭素社会の実現に向けた取組	大分市地球温暖化対策実行計画 大分市水素利活用計画
	第2章 快適な生活環境の確立 第1節 脱炭素社会の実現に向けた取組 第2節 循環型社会の形成 第3節 公害の未然防止と環境保全 第4節 豊かな自然の保全	大分市環境基本計画
	第2章 快適な生活環境の確立 第2節 循環型社会の形成	大分市一般廃棄物処理基本計画 大分市産業廃棄物適正処理指導計画 第3期大分市公共施設等総合管理計画 大分市災害廃棄物処理計画 一般廃棄物処理施設整備基本計画
	第2章 快適な生活環境の確立 第4節 豊かな自然の保全	大分市緑の基本計画 大分市景観計画 大分市街路樹景観整備計画 大分市国土利用計画
	第3章 活気ある商工業・流通の展開 第1節 商工業・サービス業の振興 第2節 流通拠点の充実	第3次大分市商工業振興計画
	第3章 活気ある商工業・流通の展開 第1節 商工業・サービス業の振興	大分市創業支援等事業計画 第4期大分市中心市街地活性化基本計画
	第4章 特性を生かした農林水産業の振興 第1節 農業の振興 第2節 林業の振興 第3節 水産業の振興	第2次大分市農林水産業振興基本計画
	第4章 特性を生かした農林水産業の振興 第1節 農業の振興 第2節 林業の振興	大分市国土利用計画
	第4章 特性を生かした農林水産業の振興 第1節 農業の振興	大分農業振興地域整備計画
	第4章 特性を生かした農林水産業の振興 第2節 林業の振興	大分市森林整備計画
	第5章 魅力ある観光の振興	第2次大分市観光戦略プラン
	第6章 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実	第3次大分市商工業振興計画

資料編

部	施策名	関連計画
第3部 新たな価値を創造し、 未来に挑戦できるまち	第7章 快適な都市構造の形成と機能の充実 第1節 計画的な市街地の形成	大分市都市計画マスタープラン
		大分市立地適正化計画
		大分市国土利用計画
		大分市景観計画
		第3期大分市公共施設等総合管理計画
		第2期大分市バリアフリーマスタープラン
		大分市地籍調査実施基本計画
		大分市道路整備保全プログラム
		大分市橋梁・トンネル等長寿命化修繕計画
		第4期大分市中心市街地活性化基本計画
		大分市西部海岸地区魅力創造拠点施設形成基本構想
		大分市歴史的風致維持向上計画
		大分市街路樹景観整備計画
		中心市街地公有地活用基本構想
	第7章 快適な都市構造の形成と機能の充実 第2節 交通体系の確立	大分都市圏総合都市交通計画
		大分市地域公共交通計画
		第2期大分市バリアフリーマスタープラン
		第2次大分市自転車活用推進計画 大分市自転車等駐車場整備計画
	第8章 安定した生活基盤の形成 第1節 水道の整備	大分市上下水道事業経営ビジョン
		大分市主要浄水場等再構築基本計画
	第8章 安定した生活基盤の形成 第2節 下水道の整備	大分市公共下水道事業基本計画
		大分市上下水道事業経営ビジョン
	第8章 安定した生活基盤の形成 第3節 安全で快適な住宅の整備	大分市住生活基本計画
		大分市公営住宅等長寿命化計画
		第2期大分市耐震改修促進計画
		第2期大分市空家等対策計画
	第8章 安定した生活基盤の形成 第4節 公園・緑地の保全と活用	大分市緑の基本計画
大分市公園施設長寿命化計画		
大分市街路樹景観整備計画		

3 目標設定一覧表

部	章	節	指標名	現状値	目標値 (2029年度見込)
1	1		「安心して子育てができています」と感じる市民の割合（市民意識調査）	55.8% (2024年度実績)	64.0%
1	1		「地域で子育てが支えられている」と感じる市民の割合（市民意識調査）	41.1% (2024年度実績)	55.0%
1	2	1	国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の割合	小学校 100% 中学校 82.6% (2023年度実績)	小学校 100% 中学校 100%
1	2	1	「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	小学校 84.6% 中学校 81.2% (2023年度実績)	小学校 90.0% 中学校 90.0%
1	2	1	新体力テストにおける総合評価がC以上の児童生徒の割合	小学校 79.6% 中学校 83.7% (2023年度実績)	小学校 85.0% 中学校 88.0%
1	2	1	授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3回以上使用した児童生徒の割合	小学校 55.4% 中学校 60.6% (2023年度実績)	小学校 80.0% 中学校 90.0%
1	2	2	「児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育的支援が実施されている」と感じる保護者の割合	78.2% (2024年度実績)	90.0%
1	2	2	「時代の変化に対応した教育環境が整備されている」と感じる保護者の割合	75.0% (2024年度実績)	85.0%
1	2	2	「こども一人ひとりの個性を認め、伸ばしていく指導が行われている」と感じる保護者の割合	74.1% (2024年度実績)	85.0%
1	2	2	「学校が地域と連携してこどもたちの教育活動を支えている」と感じる保護者の割合	76.2% (2024年度実績)	85.0%
1	2	2	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と思う児童生徒の割合	小学校 71.8% 中学校 69.2% (2023年度実績)	小学校 90.0% 中学校 90.0%
1	2	3	「社会教育施設において、学びの機会が提供されている」と感じる市民の割合（市民意識調査）	50.6% (2024年度実績)	70.0%
1	2	3	「地域社会の中でこどもたちが健全に育成されている」と感じる市民の割合（市民意識調査）	45.6% (2024年度実績)	70.0%
1	2	3	地区公民館及び地区人権教育（尊重）推進協議会の地区懇談会等への参加者数	10,011人 (2024年度実績)	11,000人
1	3		「週1回以上運動・スポーツを実施する」と答えた市民の割合（市民意識調査）	35.7% (2024年度実績)	70.0%
1	3		「年1回以上スポーツ観戦する」と答えた市民の割合（市民意識調査）	12.6% (2024年度実績)	15.0%
1	4		「文化・芸術が盛んなまちである」と感じる市民の割合（市民意識調査）	41.4% (2024年度実績)	46.0%
1	4		「文化施設（公設、民間問わず）の機能や施設数などが充実している」と感じる市民の割合（市民意識調査）	53.0% (2024年度実績)	58.0%
1	4		「地域の歴史や文化資源に親しむ機会がある」と感じる市民の割合（市民意識調査）	44.1% (2024年度実績)	60.0%
1	5		「国籍や民族、文化等の違いを認め合い、誰もが暮らしやすいまちである」と感じる市民の割合（市民意識調査）	39.7% (2024年度実績)	48.1%
1	5		「国際交流する機会が身近にある」と感じる市民の割合（市民意識調査）	21.2% (2024年度実績)	25.7%
2	1		おおむね小学校区単位で取り組むまちづくり推進組織の数	23校区 (2023年度実績)	35校区

資料編

部	章	節	指標名	現状値	目標値 (2029年度見込)
2	1		「市民主体によるまちづくりが行われている」と感じる市民の割合（市民意識調査）	27.0% (2024年度実績)	50.0%
2	2	1	人権啓発センター（ヒューレおおいた）利用者数	37,320人 (2023年度実績)	56,000人
2	2	1	「講演会参加者の『今後活かせる』と感じた割合」	— (2025年度開始)	90.0%
2	2	2	固定的な性別役割分担意識に反対する人の割合	86.3% (2023年度実績)	100%
2	2	2	女性委員の構成比率が3割以上である委員会等の割合	42.8% (2023年度実績)	50%以上
2	3	1	「地域福祉の推進」の施策に関する市民の満足度（市民意識調査）	2.95点／5点 (2024年度実績)	3.10点／5点
2	3	1	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の相談受付件数	18件 (2023年9月～ 2024年3月実績)	500件 (2025～2029年度の 累計見込)
2	3	2	「高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なサービスが提供されている」と感じる市民の割合（市民意識調査）	48.2% (2024年度実績)	55.0%
2	3	2	人との交流の場に週1回以上参加する高齢者の割合（市民意識調査）	26.4% (2024年度実績)	33.3%
2	3	2	認知症サポーター数	52,530人 (2023年度実績)	64,000人
2	3	3	ヘルプマークの年間交付件数	600件 (2023年度実績)	800件
2	3	3	大分市障がい者相談支援センター相談件数	16,360件 (2023年度実績)	20,000件
2	3	3	就労支援サービス年間利用者数	3,191人 (2023年度実績)	3,800人
2	3	3	当事者団体等との年間連携件数	18件 (2023年度実績)	23件
2	3	3	手話通訳者の新規登録者数	63人 (2023年度末時点全登録 者数)	4人／年
2	3	4	特定健康診査受診率	34.5% (2023年度実績)	60.0%
2	3	4	生活保護受給者就労支援事業により就労を開始した人の数	172人 (2023年度実績)	740人 (2025～2029年度の 累計見込)
2	4	1	健康寿命の延伸	男性 健康寿命：80.82年 平均寿命：82.42年 女性 健康寿命：84.84年 平均寿命：88.25年 (2023年度：2018年～ 2022年の5年間の平均値)	平均寿命の増加分を上回る 健康寿命の増加
2	4	1	自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）	13.0 (61人) (2023年確定数)	11.6以下 (54人以下)
2	4	1	MR（麻しん・風しん混合）ワクチンの1期、2期の接種率	1期：92.9% 2期：93.6% (2023年度実績)	1期：95.0%以上 2期：95.0%以上
2	4	2	「安心して必要な医療が受けられる」と感じる市民の割合（市民意識調査）	62.2% (2024年度実績)	70.0%
2	4	2	大分県感染症対策連携協議会への参画数	0回 (2025年度開始)	延べ5回 (5年間)

部	章	節	指標名	現状値	目標値 (2029年度見込)
2	4	3	「飲食店や理美容所、公衆浴場などの施設が清潔に保たれており、安心して利用できる」と感じる市民の割合（市民意識調査）	72.6% (2024年度実績)	75.0%
2	4	3	「人と動物が共生する社会が実現している」と感じる市民の割合（市民意識調査）	42.1% (2024年度実績)	50.0%
2	5	1	防災訓練を実施した自主防災組織割合	62.7% (2023年度実績)	100%
2	5	1	「家庭内備蓄を行っている」と答えた市民の割合（市民意識調査）	34.0% (2024年度実績)	55.0%
2	5	2	「災害対策の取組がすすみ、安心なまちづくりが実現した」と感じる市民の割合（市民意識調査）	38.5% (2024年度実績)	42.4%
2	5	2	大雨が予想される場合の水害監視カメラ映像の視聴者数及び視聴回数	249人・1,143回/日 (令和5年度6～10月平均) (2023年度実績)	増加
2	5	2	雨水排水ポンプ場等の総排水能力	113.6m ³ /秒 (2023年度末現在)	125.4m ³ /秒
2	6	1	住宅火災件数	32件 (2019～2023年度の5 年間の平均値)	32件未満
2	6	1	消防団員数	2,063人 (2023年度実績)	2,063人以上
2	6	1	目の前で倒れた心肺停止傷病者に対して、救急隊到着までに行った応急手当実施率	82.4% (2023年度実績)	85.0%
2	6	2	年間交通事故発生件数	1,230件 (2023年実績)	1,200件以下
2	6	2	年間交通事故死者数及び重傷者数の計	113人 (2023年実績)	100人以下
2	6	3	刑法犯認知件数	1,385件 (2023年実績)	1,200件以下
2	6	4	消費者啓発講座の受講者数	2,795人 (2023年度実績)	3,000人
3	1		「各種行政窓口・行政手続が利用しやすい」と感じる市民の割合（市民意識調査）	51.2% (2024年度実績)	63.0%
3	1		DXの推進により市民サービスの向上や業務の効率化に取り組んだ業務数（累計）	— (2025年度開始)	延べ100 (5年間)
3	1		情報セキュリティ研修の受講率 全職員（100%）	96.0% (2023年度実績)	研修受講率 全職員 100%
3	1		ICT講習会受講者数（累計）	75,702人 (2023年度実績)	87,000人
3	1		eラーニング及び研修の受講者数（累計）	eラーニング 70人 その他研修 338人 計408人 (2023年度実績)	2,000人
3	2	1	大分市全体の温室効果ガス排出量（特定事業所を除く）《基準年度（2013年度：3,448千t-CO ₂ ）との比較値》	33.6%減 《2,291千t-CO ₂ 》 (2021年度実績)	50%以上削減 (2030年度)
3	2	1	大分市全体の温室効果ガス排出量（特定事業所）《基準年度（2013年度：23,557千t-CO ₂ ）との比較値》	16.6%減 《19,655千t-CO ₂ 》 (2021年度実績)	30%削減 (2030年度)
3	2	2	ごみ排出量	153,356t (2023年度実績)	147,647t
3	2	2	最終処分率	7.8% (2023年度実績)	5.8%

資料編

部	章	節	指標名	現状値	目標値 (2029年度見込)
3	2	2	リサイクルに取り組んでいる市民の割合 (大分市「ごみ減量・リサイクル」及び「家庭ごみ有料化制度」に関する市民意識調査)	93.3% (2023年度実績)	95.0%
3	2	3	大気汚染物質に係る環境基準達成項目	10項目 (2023年度実績)	11項目
3	2	3	公共用水域の環境基準 (BOD,COD) 達成率	89.5% (2023年度実績)	100%
3	2	3	「公害等で困ることなく生活できる環境である」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	47.3% (2024年度実績)	57.6%
3	2	4	「身近なところに、自然に触れあえる場所や環境教育に触れる機会がある」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	50.6% (2024年度実績)	60.9%
3	3	1	「地域経済の活性化や雇用創出の場が増加した」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	19.2% (2024年度実績)	21.7%
3	3	1	中心部商店街の空き店舗率	10.0% (2024年9月時点実績)	4.6%
3	3	2	「安全・安心で品質の高い鮮食料品等が流通している」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	68.1% (2024年度実績)	72.0%
3	3	2	「物流が滞りない」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	56.1% (2024年度実績)	61.6%
3	4	1	新規就農者数 (累計)	179人 (2023年度実績)	284人
3	4	1	主要品目の販売額	52億689万円 (2023年度実績)	55億6,000万円
3	4	1	集落の共同活動により、維持・管理している農地の面積	903ha (2023年度実績)	945ha
3	4	2	林業就業者数	108人 (2023年度実績)	120人
3	4	2	乾しいたけ生産量	28.0 t (2023年次実績)	29.5t
3	4	2	森林整備面積 (累計)	31.5ha (2023年度実績)	181.0ha
3	4	3	新規就業者数 (累計)	46人 (2023年度実績)	94人
3	4	3	ブランド魚種の漁獲量	164 t (2023年度実績)	200 t
3	4	3	増殖場の造成面積 (累積)	87,728㎡ (2023年度実績)	144,000㎡
3	5		観光入込客数	4,049,298人 (2023年実績)	5,180,000人
3	5		観光宿泊客数	1,036,274人 (2023年実績)	1,100,000人
3	5		外国人観光宿泊客数	34,338人 (2023年実績)	102,000人
3	6		ハローワーク大分管内における新規求職申込者の就職率	33.3% (2023年度実績)	37.0%
3	6		UIターン就職者数	315人 (2021～2023年度の 累計)	485人 (2025～2029年度の 累計見込)
3	6		おおいた勤労者サービスセンターの会員数	23,316人 (2023年度実績)	25,000人
3	7	1	都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合	79.2% (2023年度実績)	80%以上

部	章	節	指標名	現状値	目標値 (2029年度見込)
3	7	1	居住推奨区域内の人口密度	52.0人/ha (基準年：2020年)	現状維持 (人口減少下)
3	7	1	幹線道路整備延長（累積）	286.4Km (2023年度実績)	291.3Km
3	7	1	「心のバリアフリー」という用語の認知度（市民意識調査）	40.0% (2024年度実績)	50%以上
3	7	1	長寿命化修繕計画における市道橋の修繕数	36橋 (2023年度実績)	124橋
3	7	2	鉄道の乗車人員	30,259人/日 (2023年度実績)	33,000人/日
3	7	2	路線バスの乗車人員	8,767千人/年 (2023年度実績)	9,600千人/年
3	7	2	タクシーの乗車人員	3,223千人/年 (2022年度実績)	4,495千人/年
3	7	2	「自転車を週5日以上利用する」と答えた市民の割合（市民意識調査）	9.1% (2024年度実績)	10.0%
3	8	1	基幹管路の耐震適合率	71.3% (2023年度実績)	77.3%
3	8	1	給水拠点用資機材の確保状況	57箇所分 (2023年度実績)	125箇所分
3	8	1	建設改良積立金	37億円 (2023年度実績)	65億円
3	8	1	水道水の水質基準適合率	100% (2023年度実績)	100%の維持
3	8	2	汚水処理人口普及率	87.8% (2023年度実績)	95.0%
3	8	2	都市浸水対策達成率	75.0% (2023年度実績)	76.9%
3	8	2	重要な幹線の耐震化率	42.6% (2023年度実績)	53.1%
3	8	2	単年度収支の黒字化	未達成 (2023年度)	達成
3	8	2	放流水の水質基準適合率	100% (2023年度実績)	100%の維持
3	8	3	住宅の耐震化率	88.1% (2023年度実績)	93.0%
3	8	3	老朽危険空き家等に対する大分市の支援を利用して行われた除却件数（累計）	130件 (2023年度実績)	238件
3	8	4	施設整備を行った公園の割合	0% (2025年度開始)	100%
3	8	4	バリアフリートイレの整備率	31.3% (2023年度実績)	33.9%
3	8	4	「身近なところで緑を感じたり親しむ事ができている」と感じる市民の割合（市民意識調査）	75.1% (2024年度実績)	75.7%

4 大分市総合計画基本構想・第1次基本計画策定方針

1. 趣旨

現行の大分市総合計画が、2024（令和6）年度で計画期間を終えることから、大分市まちづくり自治基本条例の基本理念に基づき、「市民総参加」「情報共有」「協働」の基本原則に沿った行政運営を行うために、市民をはじめ、様々な主体と連携を図りながら、2025（令和7）年度を始期とする新たな大分市総合計画を策定します。

2. 計画の位置付け

総合計画は、本市が総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画であり、市民の参画の機会を経て策定します。

3. 計画の対象区域及び範囲

総合計画に基づいて各種施策を行う区域は、大分市区域としますが、生活圈や経済活動の広域化等により広域的配慮を必要とするときは関係自治体の区域についても含めるものとします。

また、施策の範囲は、直接市が事業主体となる事業にとどまらず、必要に応じて、国・県・民間などが事業主体となる事業も含めるものとします。

4. 次期総合計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

ア 基本構想

本市の目指すまちの姿（都市像）やそれを実現するための基本的な政策等を示したものです。

イ 基本計画

基本構想に定める目指すまちの姿（都市像）を実現するための具体的な政策・施策を体系づけたものです。

(2) 計画期間

ア 基本構想

2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間を計画期間とします。

イ 基本計画

第1次基本計画は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間を計画期間とします。

第2次基本計画は、2030（令和12）年度から2034（令和16）年度までの5年間を計画期間とします。

5. 計画策定の視点

(1) 現行計画の総括

基本構想に掲げられている都市像「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」の実現に向けて各施策の推進に取り組んできた現行計画について、これまでの取組の成果と課題を検証・分析し、その結果を踏まえた計画とする必要があります。

(2) 社会情勢の変化

加速する少子高齢化と人口減少、自然災害や犯罪に対する安全・安心への意識の高まり、デジタル化の進展、脱炭素社会の実現に向けた取組の広がり、価値観の多様化に伴うライフスタイルの変化等、本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、時代の要請に沿った計画とする必要があります。

(3) 地方創生の動向

これまで本市が先人から受け継いできた都市の個性や特性を守り育て、地域資源を最大限に活かすと

もに、行政サービスの効率化や市民の利便性を高めるDXの推進、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速、将来を担う若者の人材育成と社会参画等、地方創生に向けて好機と捉えるべき動向を確実に活かし、将来世代に責任の持てる持続可能なまちづくりの指針となる計画とする必要があります。

(4) 柔軟性・実効性・実行性のある計画

・時代の変化に柔軟に対応できる計画【柔軟性】

中長期的な政策・施策の方向性を明確にし、時代の変化に柔軟に対応できる計画とする必要があります。

・多様な主体との連携を重視した計画【実効性】

本市を取り巻く社会情勢を踏まえつつ、多様な主体との連携により、実効性のある計画とする必要があります。

・総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画【実行性】

めざすまちの姿の実現に向けた政策・施策について、実行性のある計画とする必要があります。

6. 計画策定にあたっての基本的な考え方

- (1) めざすまちの姿（都市像）の実現に向けて、本市の現状と課題を明らかにし、施策の目標に対する主な取組を具体化する等、市民にとって分かりやすい計画とします。
- (2) 「若者ワークショップによる若者提言」や「大分市民意識調査」等の結果に基づき、多様化する市民ニーズを的確に把握した市民本位の計画とします。
- (3) 「大分市人口ビジョン」に示す人口の将来展望の実現に向け、国や県の動向を注視しつつ、地方創生の取組を推進できる計画とします。
- (4) 行政内部及び外部（行政評価・行政改革推進委員会）で実施した行政評価の結果を踏まえ、基本的な政策の位置付けを検証する中で、政策・施策の見直し、改善等が図られた計画とします。また、各施策の進捗度を測る目標設定（評価指標）については、より市民に分かりやすく、客観的な評価がしやすい目標とします。
- (5) 人口減少が進む中で、さまざまな行政課題に対応するため、2016（平成28）年3月に形成した「大分都市広域圏」の圏域内の各市町との連携を推進する計画とします。
- (6) 本市の各個別計画との役割分担を明確にし、各分野における事業の進捗を図るための根拠となる計画とします。
- (7) これからの新しい時代・社会へ適応するためには、限られた経営資源を効果的に活用するとともに、これまで以上に行政運営の効率化を図る必要があります。楽観視できない財政状況の中、財政収支の中期見通し等を踏まえた計画とします。

7. 総合計画策定の検討体制

(1) 市民参画

①大分市総合計画基本構想・第1次基本計画検討委員会の設置

本検討委員会では、総合計画基本構想・第1次基本計画の策定に関し、協議検討を行い、その意見を市長に提言します。また、専門的事項を分野別に協議検討するため、本検討委員会に部会を設置します。部会間での調整を必要とする場合に、代表者会議を開催します。

②パブリックコメントの実施

多くの市民の意見を参考とするため、パブリックコメントを実施します。

(2) 庁内体制

本市職員で構成される「企画委員会」「幹事会」「企画プロジェクトチーム」を設置し、大分市総合計画基本計画・第1次基本計画策定に関する調査研究、資料収集、素案の作成などを行います。また、議会と執行部の連絡調整を行うため「総合調整会議」を設置します。

5 策定経過

総合計画の見直しに係るこれまでの取組

年・月	取組内容
令和6年4月16日	企画プロジェクトチーム委嘱状交付式
//	第1回企画プロジェクトチーム会議の開催（庁内主査級職員）
19日	第1回企画委員会幹事会の開催（庁内課長級会議）
26日	第1回企画委員会の開催（庁内部長級会議）
令和6年5月17日	検討委員会委嘱状交付式、第1回検討委員会の開催（全体会）
//	第1回分野別部会（総務部会、第1部個性・成長部会、 第2部共生・安心部会、第3部創造・挑戦部会）の開催
令和6年6月	第2回分野別部会の開催（3日、6日、7日、10日）
27日	第1回総合調整会議の開催
令和6年7月	第3回分野別部会の開催（16日、17日、18日、22日）
令和6年8月5日	第2回企画委員会幹事会の開催（庁内課長級会議）
7日	令和6年8月臨時会 全員協議会の開催（議会に説明）
19日	第2回企画委員会の開催（庁内部長級会議）
//	第1回部会代表者会議の書面開催
令和6年10月	第4回分野別部会の開催（7日、8日、10日、15日）
令和6年11月	第5回分野別部会の開催（7日、8日、11日、12日）
21日	第3回企画委員会幹事会の書面開催（庁内課長級会議）
//	第3回企画委員会の書面開催（庁内部長級会議）
27日	第2回部会代表者会議、中間提言報告会の開催
29日	令和6年第4回定例会 全員協議会の開催（議会に説明）
令和6年12月13日	パブリックコメントの実施（～令和7年1月14日）
令和7年2月3日	第2回検討委員会（全体会）、最終提言報告会の開催
12日	第4回企画委員会幹事会の開催（庁内課長級会議）
17日	第4回企画委員会の開催（庁内部長級会議）
令和7年3月10日	令和7年第1回定例会に議案を提出
11日	令和7年第1回定例会 全員協議会の開催（議会に説明）
27日	議決、決定

6 大分市総合計画基本構想・第1次基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画基本構想・第1次基本計画(以下「総合計画」という。)及び第3期大分市総合戦略(以下「第3期戦略」という。)の策定に関し、広く市民の意見を聴くため、大分市総合計画基本構想・第1次基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、総合計画及び第3期戦略の策定に関する事項について協議検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員60人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(参画依頼の期間)

第4条 委員の参画依頼の期間は、参画依頼の日から総合計画が策定される日又は第3期戦略が策定される日のいずれか遅い日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長4人を置き、副委員長は、第7条第3項に規定する部会長が兼務する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 総合計画及び第3期戦略の策定に関する専門的事項を部門別に協議検討するため、委員会に部会を置く。

2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員のうちから互選により選出する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 5 部会長は、部会に属する事項を掌理し、部会の会議における協議検討の経過及びその結果を委員会の会議において報告するものとする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会代表者会議)

第8条 委員長は、部会間の調整その他の目的のため必要があると認めるときは、委員長、副委員長、部会長及び副部会長で構成する部会代表者会議を開催することができる。

(報償金等)

第9条 委員及び第6条第4項の規定により会議に出席した委員以外の者（市の職員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、総合計画が策定される日又は第3期戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

7 大分市総合計画基本構想・第1次基本計画策定等に関する提言

(最終提言) 令和7年2月3日 大分市総合計画基本構想・第1次基本計画検討委員会

【はじめに】

本委員会は、令和6年5月17日に学識経験者や若者をはじめ市民等を代表する54名が委嘱を受け、新たな大分市総合計画基本構想・第1次基本計画の策定に係る検討を開始した。

大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024 第2次基本計画」が策定された令和2年3月から現在までの間に、大分市ではさらに人口減少が進行しており、少子高齢化のなかにおいても、地域の特性を生かし、将来にわたって持続可能な自律したまちづくりを進めていくことが求められる。

このようななか、新たな大分市総合計画の基本構想に掲げる目指すまちの姿（都市像）を実現していくために、大分市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえるとともに、現状をしっかりと把握・分析し、新たな課題やニーズを的確にとらえた上で、これらに対応する政策・施策展開が図られる計画を策定する必要があると考える。

本委員会は、こうした背景のもと、これからの大分市のまちづくりの目標や方向性について、さまざまな観点から検討を進めてきたところである。

検討に当たっては、計画を実効性のあるものとするために、市民をはじめとする多様な主体と連携が欠かせないものと考え、市民に分かりやすい計画とすること、市民の意見を十分に反映した計画となることを基調として議論してきたところである。

本委員会では、新しい大分市総合計画を検討するに当たり、4つの部会に分かれ、担当する分野を中心に検討を行うとともに、部会代表者会議を通じて全体の調整を図ってきた。その結果、各部会における意見について集約ができたので、最終提言として報告するものである。

なお、人口減少社会への対応として、引き続き、国が重要政策として掲げる地方創生の取組を進めることが求められていることから、本委員会では、第3期大分市総合戦略についても併せて検討を行い、必要な提言を行うものである。

【大分市の目指す方向について】

(1) 大分市を取り巻く社会情勢と課題

大分市の10年先を見据えたまちを思い描く上で、次の8つの社会情勢と課題を踏まえる必要がある。

●加速する少子高齢化と人口減少

大分市の人口は、平成28年をピークに減少しており、今後も少子高齢化が進むことが予測される。また、人口はもとより移住者数、ふるさと納税額、企業誘致などのさまざまな点で「都市間競争」が激化しており、大都市をはじめとした他都市への人口流出による社会的な人口減少の加速化とそれに伴う影響が懸念される。今後とも、地域の特性を生かした移住・定住の促進や関係人口の増加が図られる独自性の取組が必要である。

●地域におけるつながりの希薄化

急速な少子高齢化の進展や単独世帯の増加、ライフスタイルの変化などにより、地域でのつながりが希薄化し、地域コミュニティ機能が次第に低下しており、社会的に孤立してしまう人が出るなど、地域における安全・安心の確保が危惧される。住民や自治会、NPO、ボランティア団体や学生団体等、多様な主体と連携することにより、地域コミュニティの活性化を後押しする取組を推進していく必要がある。

●安全・安心な社会への意識の高まり

近年、全国各地で豪雨や大規模地震などの自然災害が発生し、大きな被害をもたらしており、大分市においても近い将来、南海トラフ地震など大規模な災害が予想されている。また、日常生活においても特殊な詐欺犯罪が増加している。行政による危機管理体制や強靱な都市基盤整備、市民一人ひとりの自助、共助の意識を高めることで、事前防災や減災、防犯の取組を充実させる必要がある。

●ライフスタイルの多様化

「物質的な豊かさ」よりも「精神的な豊かさ」を重視する人が多い現代社会では、ライフスタイルが多様化し、一人ひとりの個性や考え方を尊重する意識が高まっている。多様な価値観を認め合い、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、さまざまな場面で活躍できる社会の実現が求められる。

●デジタル化の進展

近年、デジタル化が急速に進展するなか、市民の生活や働き方にも大きな変化が生じている。今後もデジタル技術の進化により、新たなサービスの創出が予想されるが、個人情報の保護や情報セキュリティの強化、情報格差の是正などに配慮し、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を受けることができ、安全で快適に暮らせる社会の構築に取り組む必要がある。

●グローバル化の進展

企業の国際的な競争の激化、外国人旅行者の増加、さらには生産年齢人口の減少に対応するための外国人労働者の受け入れなど、社会経済活動のグローバル化が拡大している。世界で活躍できる人材の育成、地域資源や観光資源等の魅力を世界に向けて積極的に情報発信する取組、そしてあらゆる国籍の人々が安心して暮らし、活躍することができる多文化共生社会の構築が求められる。

●脱炭素社会の実現に向けた取組の広がり

大分市内には大規模な工場やコンビナートが立地しており、生産力が高い一方で県内の温室効果ガス排出量の約8割を占めている。脱炭素社会の実現に向け、国や県等の動きも踏まえるなか、市民・事業者・行政の各々が主体となって地球温暖化対策の取組を推進していく必要がある。

●行財政改革の推進

市税の大幅な増収が期待できない一方、扶助費をはじめとする社会保障関係費や老朽化が進む公共施設等の維持管理及び更新経費等の増加が見込まれている。今後、財政の硬直化がますます深刻となることが懸念され、次世代への責任の視点に立って改革を進め、財政を健全化することが必要であり、財源や人材などの限られた行政資源の有効かつ効率的な活用を図り、持続可能な行財政運営を確立していく必要がある。

(2) 目指すまちの姿（都市像）について

『誰もが“幸せ”を実感できるまち OITA』

目指すまちの姿（都市像）を実現するためには、次の3つ考えを基本に、「ひとを中心としたまちづくり」を進めていくことが重要である。

- ・すべてのひとが、身体的・精神的・社会的にも満たされ、誰もが“幸せ”を実感することができる、ウェルビーイングな社会の実現が求められる。
- ・これまで先人から受け継いできたまちの個性や特性を守り育てながら、市民一人ひとりの幸せな暮らしの実現に向けて、新たなまちの活力や価値を生み出し、次の世代へ“まちづくりのバトン”をつな

いでいく必要がある。

- ・市民と行政が一体となって幸せを実感できる未来への思いを一つにして、新しい時代にふさわしいまちづくりを進め、市民一人ひとりの幸せな暮らしを追求していく必要がある。

(3) 都市像実現のための目指すまちの方向性

目指すまちの姿（都市像）を実現するためには、目指すまちの方向性として掲げる3つの「基本的な政策」に沿った各種施策を展開する必要がある。

◎豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち

- ・安心して子どもを産み育てることができ、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境を築いていくことが必要である。
- ・特に、次代を担う若者が、大分市の魅力を実感し、「住みたい」「住んでよかった」と思える郷土愛をはぐくむまちづくりを行う必要がある。
- ・市民一人ひとりの個性が尊重され、文化・芸術・スポーツを通じて、いきいきと暮らすことができるまちづくりを進める必要がある。

◎共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち

- ・市民一人ひとりが人権を尊重して多様性を認め合い、お互いに支え合い、助け合える共生社会の実現が必要である。
- ・災害や交通事故、犯罪等から市民の生命・財産を守り、安全・安心な社会を実現するため、行政による基盤づくりや、市民や関係団体との連携に取り組む必要がある。

◎新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち

- ・未来に挑戦し、持続可能な社会を実現するためには、都市基盤の整備や企業の成長、雇用の確保など、市民の生活基盤を整える必要がある。
- ・私たちの「食」を支えるだけでなく、森林の保護や木材の提供まで行っている第一次産業の持続可能な経営基盤を整える必要がある。
- ・カーボンニュートラルの実現や自然・歴史・文化に配慮したまちづくりを進め、未来への責任を果たすことが求められる。
- ・デジタル技術をはじめとした最新技術を活用することで、市民生活の利便性が高まること、また、経済・産業分野など多方面への相乗効果とイノベーションを生み出すことが求められる。

(4) 計画推進の基本姿勢について

目指すまちの姿（都市像）の実現に向けて、効果的に計画を推進する上では、次の7つの基本姿勢により進めていく必要がある。

○ひとを中心としたまちづくり

- ・少子高齢化と人口減少が進行するなか、地域社会を維持し、活性化していくためには、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確に把握し、柔軟に対応していくことが必要である。
- ・市民、地域コミュニティ、行政が一体となって、地域の活力と魅力を最大限に引き出す、ひとを中心としたまちづくりを進めていく必要がある。
- ・次代を担う若者が本市の魅力を実感し、住み続けたい、戻ってきたいと思える郷土愛をはぐくむこと、併せて、未来に向けて挑戦し活躍できるまちづくりを進めていく必要がある。

○地域の個性を生かした自立したまちづくり

- ・ひとを中心としたまちづくりを積極的に推進するためには、住民に最も身近な基礎自治体として、自主性・自立性を十分発揮することが重要である。
- ・各地域の実情やその特性を生かすとともに連携により活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めていく必要がある。

○新たな時代の市民ニーズに対応した多様な連携

- ・ライフスタイルの多様化やデジタル化の進展等により、行政需要が高度化するなか、さまざまな地域課題や市民ニーズに的確に対応するため、国や県をはじめ、大分都市広域圏の市町等の自治体、企業、NPO、大学等の高等教育機関など多様な主体と連携を図る必要がある。
- ・関係機関相互の特徴を生かしながら、それぞれの限られた資源を有効に活用することで、これまで以上に充実した行政サービスを効率的・効果的に提供することが求められる。

○計画に基づく政策・施策の推進

- ・さまざまな地域課題や市民ニーズの的確な把握に努めながら、この基本計画に掲げられた諸施策や関連する各種計画を着実に推進する必要がある。
- ・総合計画の進行管理を適正に行うため、行政評価を通じて事業の成果等の検証を行うとともに、その結果を踏まえた施策や事務事業を展開する必要がある。

○デジタル技術の活用等による地方創生の更なる推進

- ・人口減少が進行するなか、将来にわたって活力ある社会を維持し、自律的で持続可能なまちづくりを進めていくため、「大分市総合戦略」を策定し、地方創生の取組をより一層、充実・強化していく必要がある。
- ・取組に当たっては、産業や行政、教育など様々な分野においてデジタルの力を活用することで、イノベーションや人の流れを生み、暮らしやすい魅力的なまちづくりが求められる。

○地方分権改革の推進

- ・地方分権改革は、地方公共団体と地域住民が自らの判断と責任において、多様化・複雑化した地域の諸課題の解決を図るための基盤となるものである。今後も住民やNPO など多様性に富んだ地域の主体とともに、地域特性を生かしたまちづくりを行うため、引き続き地方分権改革を推進していく必要がある。

○持続可能な行財政運営の推進

- ・基礎自治体として、市民福祉の向上を目指し、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するため、自主的な行政運営を可能とする安定した財政基盤が不可欠である。今後も、不断の行政改革に取り組み、人材・財源などの限られた行政資源の最大限の有効活用を図ることで、持続可能な行財政運営の推進が求められる。

【各政策分野における現状・課題と施策展開について】

3つの基本的な政策を具体的に進めていくためには、分野毎に現状と課題を把握したうえで施策を展開する必要がある。

また、新しい総合計画では、施策毎に目指す姿を示すこととしており、その進捗状況を把握するためにも、目標設定においては、市民にどのような効果をもたらしたのか、市民の生活実感に基づいた評価等により、施策の見直しを行いながら目指す姿に近づけていくことも重要である。

第1部 豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち

第1章 こども・子育て支援の充実

- 1 結婚・妊娠・出産・子育ては、個人の自由な意思決定に基づくものであり、自らが主体的に、それぞれの状況に応じた必要な支援を選択できることが必要である。
- 2 こどもに対する支援はもちろんのこと、保護者に対する支援の充実を図ることで、社会全体の子育てに対する意識も変わってくる。段階に応じた多様な子育てニーズに対応することができるよう、子育てに関する情報提供に加え、こどもや家庭に対する切れ目のない、きめ細やかな支援が必要である。
- 3 核家族化や共働き世帯の増加といった社会的変化を背景とする子育ての孤立化の対策として、行政のみならず、企業や地域住民などのさまざまな担い手と協働し、地域や社会全体で子育て支援を推進する必要がある。

第2章 豊かな人間性の創造

第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

- 4 学校は生きる力をはぐくむ場所であるとともに、人格形成の場所でもある。こどもたちが変化の激しい社会と主体的に向き合い、多様な他者と協働しながら、豊かな人生を切り拓くことができるよう、こどもの人格形成をサポートする必要がある。
- 5 学校においては、多様なこどもたちが誰一人取り残されない「個別最適な学び」と、こどもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図る必要がある。
- 6 障がいの有無に関わらず、こどもたちが共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムの構築に努め、誰一人取り残されることのない多様な学びの保障が必要である。また、人権尊重を基盤に一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育活動を展開することが重要である。
- 7 教員のICT活用指導力の向上を図り、ICTの日常的・効果的な活用やプログラミング教育等を通じて児童生徒の情報活用能力を育成する等、情報教育の推進に努める必要がある。
- 8 人格形成の基礎を培う幼児期の教育においては、質の高い教育・保育を総合的に提供することが必要である。幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続や義務教育9年間を見通した系統的な教育を行う小中一貫教育のさらなる推進が必要である。

第2節 こどもたちの学びを支える教育環境の充実

- 9 不登校児童生徒の社会的自立に向け、多様な学びの場や居場所の確保に努める等、誰一人取り残されることのない学びの保障が求められている。また、生徒指導上の諸課題への迅速かつ効果的な対応が求められている。
- 10 教育上特別な支援を必要とする児童生徒はもとより、教職員に対しても同様に合理的配慮の提供が必要である。
- 11 各学校においてリーダーシップを発揮していく世代の教員への学びのサポートが必要である。
- 12 学校の働き方改革を進めるに当たり、家庭や地域など社会全体の理解促進に努めることが重要である。
- 13 学校施設のバリアフリー化や省エネルギー化等による安全・安心な環境の提供はもとより、多様な形態による学習活動への対応に努めることで、教育環境の向上を図る必要がある。

第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興

- 14 こどもの将来を見据え、様々な事象への興味・関心を高めるような学習機会の提供に努める必要がある。また、多様な年代や多彩な属性等、すべての人が生涯を通じて学び続けることができるよう多様な学習活動のニーズに応えることが重要である。
- 15 地域で活躍する団体や個人等に対する支援や更なる連携の強化に加え、こどもの健全な成長をサポートする人材の育成が今後ますます重要となる。学校、家庭、地域が連携・協働し、より多くの地域住民等がこどもたちの成長を支えることのできる基盤を整備していく必要がある。

- 16 社会教育関係団体等、多様な主体と連携・協働し、生涯学習の支援体制の充実を図る必要がある。
- 17 さまざまな人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性をはぐくむことが求められている。

第3章 スポーツの振興

- 18 スポーツは、「楽しむスポーツ」や「競技としてのスポーツ」があるが、いずれも指導者の育成や選手の競技力の向上が重要である。また、スポーツを「する」、「みる」だけでなく、「支える」といった多様なニーズに応えることが求められている。
- 19 スポーツの振興においては、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、誰もが気軽にスポーツを楽しむ環境の整備が必要である。
- 20 スポーツがより身近なものになるよう、広報活動のより一層の充実が求められている。スポーツへの関心の高まりを、まちづくりの取組へと転化させ、定着させることが重要である。

第4章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

- 21 多言語に対応した戦略的な情報発信を行う等、市民をはじめ、市外県外の人や外国人が文化・芸術に触れる機会のさらなる充実が求められている。
- 22 文化・芸術により生み出されるさまざまな価値を観光やまちづくりなどの幅広い関連分野へ活用することが求められている。
- 23 文化財や伝統文化の滅失・散逸を防ぐために、大学や民間団体等との連携を図りながら、専門的な人材の育成や確保に努める必要がある。また、文化財や伝統文化を着実に次世代へ継承し、地域の振興や活性化につなげることが重要である。

第5章 国際化の推進

- 24 あらゆる国籍の人々が地域の一員として安心して暮らすことができる多文化共生意識を醸成するために、市民に対する意識の啓発や外国にルーツを持つ人々と日本人の交流の機会が求められている。
- 25 入国直後や就学、子育てなど、外国にルーツを持つ人々のライフステージに合わせ、言葉や文化の壁を乗り越えるためのサポートが必要である。
- 26 海外の活力を取り入れ、まちの活性化につなげることが求められている。

第2部 共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち

第1章 地域コミュニティの活性化

- 1 地域の課題を解決していくためには、地域課題の解決策を市民が主体的に考え行動する、市民が主体となった自主・自立のまちづくりを推進していくことが重要である。
- 2 市民との協働により地域づくり活動を推進するなかで、地域を担う人材の育成・確保に取り組むとともに、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティをさらに活性化させていくことが重要である。また、市民と行政のあり方や地域づくり活動の実施主体について、市民への周知に取り組むことも重要である。

第2章 人権尊重社会の形成

第1節 人権教育・啓発の推進

- 3 市民と行政が一体となって、家庭・地域・学校・職場等あらゆる場において、人権教育・啓発を推進し、市民一人ひとりの人権意識の普及、高揚に努めることが必要である。また、さまざまな人々が分け隔てなく、多様性を認め合い、暮らしていくことができる地域共生社会を目指すことが求められる。

- 4 部落差別解消推進法・障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法の施行を受け、「国及び地方公共団体の責務」を認識するなかで、「相談体制の充実」「教育及び啓発」等、部落差別・障害者差別・外国人差別の解消に向け、取り組むことが必要である。
- 5 複雑・多様化するインターネットやSNS上における誹謗中傷などの人権問題について、より効果的な人権教育・啓発が必要である。
- 6 こども・女性・高齢者・障がい者等のあらゆる人権問題について、解決・救済に向けた相談体制の構築、啓発活動の充実が求められる。

第2節 男女共同参画社会の実現

- 7 人権尊重・男女平等の観点から、すべての人がその個性と能力を十分発揮し、お互いに認め合い、責任を担い合っている豊かな社会づくりを進めていく必要がある。
- 8 市の拠点施設である大分市男女共同参画センター（たぴねす）を核に、登録団体、企業、関係機関等と連携し、家庭、地域、学校及び職場へのさらなる教育と各種啓発を進めていく必要がある。
- 9 あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会の実現に向けて、配偶者等からの暴力の根絶など加害者を作らないという視点での取組を推進する必要がある。また、性暴力被害の防止、妊娠・出産期における女性の健康支援、女性の貧困等への対策など、社会的に困難を抱えた女性への支援も必要である。

第3章 社会福祉の充実

第1節 地域福祉の推進

- 10 幅広い世代の市民に対して、地域活動の重要性を理解してもらうための啓発や意識の醸成に取り組むことが必要である。また、継続的かつ持続的に地域福祉を推進することができる人材の育成・確保が必要である。
- 11 世代を超えた市民同士だけでなく、さまざまな団体との連携を促進するためには、相互に支え合い、助け合うことのできる交流の場づくりが必要である。
- 12 どこに相談したらいいかわからない人や、支援を訴えることができない人などに対して、行政から積極的にアプローチして、困りごとをキャッチできるような体制の充実が必要である。
- 13 複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題に対する取組が求められている。

第2節 高齢者福祉の充実

- 14 中長期的な人口動態や介護ニーズの推移など、将来を見据えた上で、「地域包括ケアシステム」の深化を着実に進めるとともに、それを支える人材の確保や介護現場における生産性向上等について、地域の実情を踏まえながら推進していくことが重要である。
- 15 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯が増加するなかで、高齢者本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けることができるための体制の整備が必要である。
- 16 高齢者のみならず、地域住民や地域の多様な主体が参画し、分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく、「地域共生社会」の実現が重要である。

第3節 障がい者（児）福祉の充実

- 17 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるには、ニーズを的確にとらえ、生涯を通じて切れ目のない、きめ細かなサービスのさらなる充実が求められている。
- 18 インターネット等を活用した分かりやすい情報提供に努め、健常者と障がいのある人との間の情報格差を是正する必要がある。また、障がいのある人の社会参加を進め、地域で充実した生活を送ることができる環境づくりを進める必要がある。
- 19 地域社会や関係機関、国や県、他市町村とのさらなる連携を図り、困りごとをキャッチする体制の強化等、さまざまな環境下にある障害のある人への包括的な支援体制を構築する必要がある。

第4節 社会保障制度の充実

- 20 国民健康保険制度については、健康保持と疾病の発症・重症化予防に重点を置いた保健事業に取り組み、一人当たり医療費の上昇を抑制し、国保財政の健全化に努める必要がある。
- 21 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度については、個々の状況にあわせて就職に向けたさまざまな支援を行う就労支援事業をはじめ、生活保護世帯や生活困窮者世帯の安定した生活の確保及び自立に向けた各種支援の促進が必要である。

第4章 健康の増進と医療体制の充実

第1節 健康づくり推進

- 22 生活習慣病の発症・重症化予防や介護予防には、若い頃から生活習慣病予防に取り組むこと、また、心の健康を維持するためには、正しい知識の普及啓発を行い、悩みやストレス等を相談できる体制を構築することが重要である。
- 23 市民に、より身近で、地域の実情にあった保健サービスを提供するには、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を図ることが必要である。
- 24 市民一人ひとりの主体的な取組を支援するためには、保健、医療、福祉、教育及び労働等関係団体が相互に連携を図り、協働して健康づくりの推進に取り組むことが必要である。

第2節 地域医療体制の充実

- 25 市民の“こころ”と“からだ”の健康を支えるため、誰もが、いつでも、どこでも安心して医療サービスが受けられるよう、関係機関との連携を図りながら、地域医療体制を築いていく必要がある。
- 26 地域医療体制を整備するうえで、医療機関との連携や看護職の定着を促進するための人材育成・人材確保の視点も重要である。
- 27 医療従事者などの救急医療資源に限りがあるなか、市民が適切な医療を受けられるよう、関係機関と連携を図りながら、より質の高い救急医療体制を構築し、提供することが求められている。
- 28 健康危機事象に対して平時から備えつつ、事象発生時には迅速な対応により、被害を最小限に抑え、市民の生命及び健康を守るため、健康危機管理体制の強化が求められている。

第3節 清潔で安全な生活環境の確立

- 29 食品への異物混入防止や適正な表示、野菜等への適正な農薬使用に加え、いわゆる「健康食品」に起因する健康被害の防止のために計画的な監視・指導や効果的な啓発が重要である。
- 30 市民の食の安全を脅かす食中毒や食品の違反、健康被害等に対し、発生時の対応はもとより、平常時から国や県などの関係機関と緊密な連携・協力を行うとともに、的確かつ迅速な対応が行えるよう危機管理体制の一層の強化が重要である。
- 31 生活衛生関係施設をさらに高い水準で良好な衛生状態を維持するために、計画的な監視・指導だけでなく施設管理者に対する情報提供が必要である。
- 32 ペットの適正な飼養と管理など日常生活における衛生意識の向上を図るために、関係団体との連携や効果的な啓発、飼い主のマナー意識の向上が重要である。

第5章 防災・減災力の向上

第1節 防災・減災・危機管理体制の確立

- 33 市民の防災意識の向上や防災活動の活性化など自然災害に備えた事前対策とともに、災害時の迅速な情報収集・伝達、新たなデジタル技術などの活用、要配慮者へのきめ細かな対応、被災者支援の取組などの自然災害対策に、より一層の充実が必要である。
- 34 熊本地震や能登半島地震など、近年、国内で発生した大規模災害における教訓をもとに、あらゆる不測の事態に対して的確かつ迅速な対応が行えるよう、関係機関との連携・協力の充実による危機管理体制の整備が必要である。

第2節 流域全体の関係者で行う災害対策等の推進

- 35 市民の生命や財産を守るため、森林や農地等の保全や事前防災対策に取り組むとともに、災害発生時には、人命を優先した避難行動をするための情報を発信するなど、関係機関と連携した対策が必要である。
- 36 河川の改修や下水道整備に加え、調整池などによる洪水調整機能の拡充や森林や農地が持つ保水機能の活用などの対策を組み合わせた、地域特性に応じた流域が一体となった治水対策が必要である。

第6章 安全・安心な暮らしの確保

第1節 消防・救急体制の充実

- 37 複雑多様化する救急需要へ適切に対応するため、医療機関や関係機関との緊密な連携・協力を一層推進し、さらなる救急・救助体制の充実を図ることが必要である。
- 38 効果的な広報活動により、多様な世代に対して消防団への入団を促進するとともに、活動しやすい環境づくりに取り組み、地域防災力の充実・強化を図ることが必要である。
- 39 激甚化・頻発化する自然災害などによる被害を最小限に抑えるため、消防力の充実を図り、防災関係機関等との緊密な連携・協力を推進し、さらなる災害対応能力の向上が必要である。

第2節 交通安全対策の推進

- 40 高齢者の交通事故防止を重点に、関係機関・団体や地域との連携を図りながら、市民の理解と協力のもと、広範な交通安全対策を推進していく必要がある。
- 41 自転車の交通ルールやマナーの啓発に取り組むとともに、電動キックボード等の新たなモビリティへの対応も必要である。
- 42 交通事故相談業務などにより、交通事故当事者への支援の充実も必要である。

第3節 犯罪のないまちづくりの推進

- 43 巧妙化する特殊詐欺の被害を未然に防ぐためにも、市民一人ひとりの防犯意識の高揚が求められている。
- 44 すべての市民を犯罪から守るため、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と地域に密着した防犯活動の推進、防犯に配慮した環境の整備が求められている。
- 45 犯罪などにより被害を受けた人やその家族への支援及び二次的被害の防止や再犯防止の必要性について、広報及び啓発に努め、市民等の理解を深める必要がある。

第4節 健全な消費生活の実現

- 46 消費者トラブルに巻き込まれやすい高齢者や若年層を中心に、消費者教育や啓発活動などを積極的に行う必要がある。

第3部 新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち

第1章 DXの推進

- 1 市民の利便性向上のため、行政サービスのオンライン手続きの充実やマイナンバーカードの利活用の促進等、行政が率先してDXの推進に取り組む必要がある。
- 2 地域の活性化を図るため、行政が保有する各種オープンデータの利用促進や情報格差の是正等、市民の誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境づくりが必要である。
- 3 プライバシー侵害や個人情報の不当な利用、改ざん、情報漏えいなどの問題に対応するために、最新の情勢に対応したセキュリティ対策の実施と、市民が安全にICTを活用できる体制の構築が求められている。

第2章 快適な生活環境の確立

第1節 脱炭素社会の実現に向けた取組

- 4 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、大分市地球温暖化対策実行計画に掲げた2030（令和12）年度までの温室効果ガス排出量の削減目標の達成を目指す必要がある。
- 5 脱炭素社会の実現に向けて、市民、事業者、NPO等と連携するとともに、省資源・省エネルギーを意識したライフスタイルや事業活動の見直し、再生可能エネルギーや水素エネルギーの導入等、長期的かつ効果的な取組が求められている。

第2節 循環型社会の形成

- 6 循環型社会を形成するため、ごみの発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の取組を推進することが求められている。
- 7 生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質の効率的な利用やリサイクル等をさらに進めることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷がより一層低減される社会の構築を目指す必要がある。
- 8 家庭ごみの減量とリサイクルをより一層推進するため、食品ロスを含む生ごみの減量や資源物の分別排出などの取組をさらに進める必要がある。
- 9 ごみの適正処理を推進し、快適な生活環境を保持するため、ごみの排出ルールの徹底や不法投棄の防止に取り組むとともに、新たな廃棄物処理施設による安定したごみ処理体制を整備・維持する必要がある。

第3節 公害の未然防止と環境保全

- 10 工場・事業場に対する基準順守や汚染物質排出低減への指導が引き続き重要である。
- 11 解体等工事に伴う騒音防止やアスベスト（石綿）の飛散防止対策の徹底、周辺環境への配慮について指導・啓発が重要である。
- 12 家庭生活において発生する騒音や悪臭などについて、周辺環境に対する配慮が求められている。

第4節 豊かな自然の保全

- 13 自然環境は、生物多様性の保全においても重要な役割を果たすため、ネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）を踏まえた自然の再生と保全を、多様な主体の参加と長期的な視点で推進していく必要がある。
- 14 生物多様性の確保の重要性について、市民の理解を深めるとともに、自然環境を保全するための取組をさらに推進していく必要がある。
- 15 自然環境が有する役割や機能を再認識するとともに、市民、事業者、NPO等との連携をこれまで以上に深め、生態系の保全、自然保護意識の啓発を行うなど、官民一体となった取組の推進が求められている。
- 16 環境教育の一環として、小中学生に対し、生態系や外来生物について学ぶ機会を提供することが重要である。

第3章 活気ある商工業・流通の展開

第1節 商工業・サービス業の振興

- 17 生産活動を活発化し、新たな雇用や産業の活力を生み出していくには、既存企業に対する支援はもとより、企業誘致や創業支援、海外への販路拡大支援等、継続的かつ持続的な支援が必要である。
- 18 IoTやAIなどの先端技術を活用した産業の集積や生産性の向上、業務の効率化、地場企業の活力の維持と競争力の強化など多様な施策の展開が求められている。
- 19 事業活動の維持が喫緊の課題となるなか、人材の育成や後継者の確保を促進し、女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが活躍することができる環境の整備が必要である。
- 20 市内外より若者をはじめ幅広い世代が、中心市街地に訪れたいくなるよう、まちの魅力を高め、にぎわいの創出を図る必要がある。

第2節 流通拠点の充実

- 21 卸売市場の施設整備や活性化、管理運営体制などについて、中長期的な方針を明確化し、生鮮食料品等の流通拠点として健全に発展していくことが求められている。
- 22 高速道路網の整備や、港湾施設、交通拠点の機能強化、連結強化など、地域経済や物流を支えるインフラの充実が求められている。

第4章 特性を生かした農林水産業の振興

第1節 農業の振興

- 23 生産者と消費者・食品関連事業者等との交流促進、小・中・高等学校等での食育活動や体験活動の支援に取り組み、市民の農業に対する理解を深めていくことが重要である。また、担い手の確保や人材育成の観点から、幅広い世代に対して、農業に関心を持ってもらう機会を創出することが重要である。
- 24 農業・農産物等に関する情報発信やイベント開催などにより、生産者と消費者・食品関連事業者等との連携を深めることが重要である。また、より多くの消費者の輪を広げるために、魅力ある加工品を「大分市ブランド」として位置づけるなど、農産物の付加価値を向上させ、地産地消を促進することが重要である。
- 25 ICTなどの先進技術を利用した生産性の向上、特色ある農産物や加工品の生産・供給体制の整備、環境に配慮した取組を進めることで、国内外の市場から求められる競争力のある産地づくりを推進することが重要である。
- 26 効率的な生産活動が行える農地の大区画化などの生産基盤整備や多様な担い手による多面的機能の維持・保全のほか、地域資源を生かした都市と農村の交流等を図る必要がある。

第2節 林業の振興

- 27 関係機関と連携した就職説明会の実施や学校への出前授業を行い、市民の林業に対する知識や理解を深めていくことが重要である。また、担い手の確保や人材育成の観点から、幅広い世代に対して、林業に関心を持ってもらう機会を創出するとともに、労働条件の改善やスキルアップの機会を増やす必要がある。
- 28 生産性の向上に向け、機械化や施設整備に対する支援を行い、大規模生産を促進する必要がある。また、ICT等の先端技術の活用を含めた林業の効率化や省力化を進め、就業環境の改善や技術力向上などを支援することも重要である。
- 29 森林の有する多面的機能を効果的に活用するため、間伐などの森林整備を行うとともに、市民一人ひとりの積極的な森林資源の利用や環境保全の意識を醸成する取組を行うことが重要である。

第3節 水産業の振興

- 30 地産地消による消費拡大を進めるとともに、各種イベントの開催や食育活動を実施することで、市民の水産業に対する知識や理解を深めていくことが重要である。また、担い手の確保や人材育成の観点から、幅広い世代に対して、水産業に関心を持ってもらう機会を創出するとともに、生産性の向上に向けた取組が必要である。
- 31 水産資源の保全を図るとともに、消費者ニーズの多様化に対応した流通体制の整備や魚食普及、消費拡大に向けた取組等に対して、ICTを効果的に活用することが重要である。
- 32 藻場造成等水産資源の維持・増大の取組が必要である。

第5章 魅力ある観光の振興

- 33 市が有する地域資源の魅力を生かしながら、多様化する旅行者ニーズをとらえた観光コンテンツの磨き上げと発掘が重要である。また、環境にも配慮した持続可能な観光の実現に向けて、市民や地域の理解が得られるよう、地域全体で旅行者を迎え入れる環境づくりに努めていくことが重要である。

- 34 国内外の旅行者に対して、ニーズに適う情報を効果的な媒体を活用し、戦略的に情報発信していくことが必要である。
- 35 県内外の自治体と協力し、周辺市町村の有名観光地を訪れる旅行者の本市への誘客や、ビジネス客の市内各地への周遊促進により、滞在時間の延長と観光消費の拡大を図ることが重要である。

第6章 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実

- 36 多様な働き方と適性に応じた就労機会の拡大に向けた取組や、高齢者等が生涯活躍できる職場づくりの取組が必要である。
- 37 企業の人材確保・育成の支援、若者の職業意識の醸成、女性・高齢者・障がい者のさらなる社会進出の促進、外国人材の受け入れに向けた環境整備の促進などが重要である。
- 38 長時間労働の是正、在宅就労などの多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など、雇用労働環境の変化に応じて、国や県などの関係機関と連携し、問題解決に向けた取組が求められている。

第7章 快適な都市構造の形成と機能の充実

第1節 計画的な市街地の形成

- 39 地域の拠点を中心としたコンパクトな都市づくりと交通ネットワークの連携を念頭に、既存ストックを有効に活用した効率的な社会資本投資を含め持続可能な都市づくりが必要である。
- 40 地域への誇りと愛着を醸成し、市民一人ひとりが豊かさを実感できる都市づくりが必要である。また、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した都市空間の整備に取り組むことが必要である。
- 41 市民意向の把握に努めるとともに、頻発・激甚化する自然災害や都市を取り巻く環境の変化等を的確にとらえ、長期的なビジョンに立った都市づくりが必要である。また、高度経済成長期において集中的に整備された橋梁、トンネルなどの都市基盤施設の老朽化が進んでおり、適切な時期に維持管理を行っていく必要がある。
- 42 自然環境や景観・歴史・文化等、地域の特性を生かした個性ある都市空間形成を推進するとともに、魅力的で快適に回遊できる都市づくりが重要である。

第2節 交通体系の確立

- 43 各地域の拠点を中心としたコンパクトな都市づくりと連携し、誰もが快適に移動できる持続可能な公共交通ネットワークの構築が求められている。
- 44 国際化の進展や広域交流の拡大に対応するため、広域的な移動を支える交通ネットワークの強化が求められている。
- 45 環境に優しく、健康増進などに寄与する自転車を活用し、地域における公共交通との移動手段の最適な組み合わせの実現を図るとともに、歩行者や自転車、自動車が互いの特性や交通ルールを理解して尊重しあう、安全で安心な交通環境の創出が求められている。
- 46 先進技術等を利用したより効果的な交通体系の構築を視野に入れた交通施策に取り組むことで、利用者の利便性向上を図ることが重要である。

第8章 安定した生活基盤の形成

第1節 水道の整備

- 47 南海トラフ地震をはじめとした大規模な自然災害に備え、管路の耐震化を促進するとともに、危機管理体制を強化していく必要がある。
- 48 高度経済成長期に整備された管路や施設の更新のための経費の増加が見込まれており、資産維持のための収益を確保するとともに、事業の効率化を図ることが必要である。
- 49 本格的な人口減少社会の到来に伴い、有収水量と水道料金収入の減少が懸念されるなか、独立採算の

公営企業として将来にわたり継続的に事業を行うため、将来の施設更新に備えた積立金の確保や適正な水道料金水準の維持により、経営基盤を強化する必要がある。

第2節 下水道の整備

- 50 汚水処理人口普及率向上のため、下水道の整備促進と、下水道の整備計画区域外においては合併処理浄化槽の普及促進が求められている。
- 51 国土強靱化計画に基づき、近年頻発する局所的な集中豪雨や大型の台風への備えのため、雨水管きよや雨水排水ポンプ場などの整備の加速化が求められている。
- 52 南海トラフ地震や集中豪雨などの大規模な自然災害に備え、施設の耐震化及び耐水化を図るとともに、危機管理体制を強化していく必要がある。
- 53 今後、施設更新期を迎えるに当たり、経費の増加が見込まれており、資産維持のための収益を確保するとともに、事業の効率化を図ることが必要である。
- 54 独立採算を目指し、将来にわたり継続的に事業を行うため、下水道の整備促進と接続促進による下水道使用料の増収や適正な下水道使用料水準の維持により、単年度収支の黒字化を達成し、経営を健全化する必要がある。

第3節 安全で快適な住宅の整備

- 55 高齢者や障がいのある人、子育て世帯等の住宅確保要配慮者が安心して生活できるよう、良好な居住環境の整備や住宅セーフティネット制度の推進が求められている。
- 56 地震発生時の人的、物的被害を未然に防止する対策が必要である。
- 57 空き家の除却や活用促進の支援を進め、活気のある健全な地域社会の形成が必要である。

第4節 公園・緑地の保全と活用

- 58 多彩な自然環境と都市機能が調和するなかで、質の高い生活基盤を備え、誰もが心豊かで健やかに暮らすことができる、魅力的で持続可能な公園・緑地の維持管理を行うことが重要である。
- 59 市民協働のもと公園を保全し、民間活力の活用を検討するなかでさらなる質の向上に取り組むことが重要である。
- 60 すべての利用者に配慮したトイレや園路等の公園施設のバリアフリー化及び災害時の一時避難の場としての防災機能の充実など、市民ニーズの多様化に対応した公園の計画的な再整備を進めることが求められている。
- 61 引き続き、公園や緑地における自然機能の活用を推進し、緑豊かな環境を次世代に継承していくことが必要である。

【第3期大分市総合戦略について】

- ・大分市の人口は2016年をピークに減少を続けており、今後さらに減少の加速化が予想される。人口減少に歯止めをかけるためにも、結婚や、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる環境づくり等の自然減抑制のための施策と福岡県や東京圏を中心とした大都市への人口流出を抑制し、転入を促す社会増施策の2つの対応を進めていくことが求められる。
- ・今後も当面、人口減少は避けられないことから、持続可能なまちづくりや自治体間の広域連携の推進、様々な分野におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等による、人口減少社会に適応するための施策展開が必要である。
- ・女性や若者、高齢者、障がい者、外国人など、多様な人材が活躍できる環境を整備するとともに、民間企業の活力の活用や市民協働によるまちづくりにより、地域の魅力向上や活性化に取り組むことが必要である。

【おわりに】

本委員会は、市政運営の基本指針として市の最上位計画である「大分市総合計画基本構想・第1次基本計画」と併せ、地方創生に関する取組をさらに進めていくための「第3期大分市総合戦略」について、私たち市民にとって、幸せを実感できるまちづくりを分かりやすく示すという観点で、市民の立場から真摯に検討を行ってきた。

計画等の策定に当たっては、大分市を取り巻く課題や変化を踏まえて現状をしっかりと分析し、新たな課題やニーズを的確にとらえた上で、これらに対応する政策・施策展開が図られる計画等とすることが望まれる。

また、市民の意見の反映については、本委員会の提言やパブリックコメント等で寄せられた市民の声を重視した計画等とすることを求めたい。

さらに、市民の意見を反映することは、計画等の策定時にとどまらず、策定後においても求められるものであるため、政策・施策の実施にあたっては、市民への進ちょく状況の説明を十分に行い、市民ニーズを的確に把握したうえで、効果的・効率的に実施することを期待する。

以上が本委員会の提言である。この提言が「大分市総合計画基本構想・第1次基本計画」と「第3期大分市総合戦略」に生かされることを希望する。

8 大分市総合計画基本構想・第1次基本計画策定総合調整会議設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画基本構想・第1次基本計画(以下「総合計画」という。)及び第3期大分市総合戦略(以下「第3期戦略」という。)の策定に関し、市議会代表と執行部代表が必要事項について協議するため、大分市総合計画基本構想・第1次基本計画総合調整会議(以下「総合調整会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 総合調整会議は、委員6名以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる職にある者から市長が参画依頼し、又は任命する。
 - (1) 市議会議長
 - (2) 市議会副議長
 - (3) 市議会議会運営委員会委員長
 - (4) 副市長
 - (5) 教育長

(会長及び副会長)

第3条 総合調整会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、総合調整会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 総合調整会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、総合調整会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 総合調整会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、総合調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、総合計画が策定される日又は第3期戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

9 大分市総合計画基本構想・第1次基本計画企画委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画基本構想・第1次基本計画(以下「総合計画」という。)及び第3期大分市総合戦略(以下「第3期戦略」という。)の策定に関する事項を検討するため、大分市総合計画基本構想・第1次基本計画企画委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 第3期戦略の策定に関すること。
- (4) 第3期戦略の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (5) その他総合計画及び第3期戦略の策定に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、企画部担当副市長(副市長を2人以上置かないときにあつては、副市長)の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条各号に掲げる事項に関し調整等を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者を幹事として組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、企画部次長(総合計画策定推進担当)の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 6 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ幹事のうちから指名する者がその職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、総合計画が策定される日又は第3期戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

副市長
教育長
上下水道事業管理者
総務部長
企画部長
財務部長
市民部長
福祉保健部長
子どもすこやか部長
環境部長
商工労働観光部長
農林水産部長
土木建築部長
都市計画部長
議会事務局長
監査事務局長
教育委員会事務局教育部長
消防局長
上下水道局上下水道部長

別表第2 (第6条関係)

企画部次長 (総合計画策定推進担当)
総務課長
人事課長
企画課長
市長室長
財政課長
市民協働推進課長
福祉保健課長
保健総務課長
子ども企画課長
環境対策課長
商工労政課長
農政課長
土木管理課長
都市計画課長
議会事務局総務課長
監査事務局監査課長
教育委員会事務局教育部教育総務課長
消防局総務課長
上下水道局上下水道部総務課長及び経営企画課長

10 大分市総合計画基本構想・第1次基本計画企画プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画基本構想・第1次基本計画(以下「総合計画」という。)及び第3期大分市総合戦略(以下「第3期戦略」という。)の策定に向けた調査、研究及び検討を行うため、大分市総合計画基本構想・第1次基本計画企画プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 チームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に係る資料の収集に関すること。
- (2) 総合計画の素案の検討に関すること。
- (3) 総合計画の課題等の調査及び研究に関すること。
- (4) 第3期戦略の素案の検討に関すること。
- (5) 第3期戦略の課題等の調査及び研究に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 チームは、統括者、副統括者及び市長が指名する者をもって組織する。

- 2 統括者は企画課長の職にある者を、副統括者は企画課に所属する職員のうちから統括者が指名する者をもって充てる。
- 3 統括者は、チームを代表し、チームの事務を統括する。
- 4 副統括者は、統括者を補佐し、統括者に事故があるとき、又は統括者が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係部局の協力)

第4条 チームは、所掌事項の遂行に関し必要があると認めるときは、関係部局に資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 チームを補助するため、企画部企画課に事務局を置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、統括者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、総合計画が策定される日又は第3期戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

発行日 令和7年3月
発行 大分市
編集 大分市企画部企画課
大分市荷揚町2番31号
電話 097-534-6111